

聴覚障害者が新たに特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）条件の免許を取得する手続き

聴覚障害者

補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない方は、事前（指定自動車教習所に入所する前、または直接受験される前）に運転免許センターで**運転適性診断**を受けて下さい。

指定自動車教習所を利用する場合

運転免許センターで直接運転免許の試験を受ける場合

教習における確認と安全教育

- 技能教習
ワイドミラーの適切な活用について実車による指導と安全教育
- 学科教習
危険を認知できない道路交通状況等について実車による指導と安全教育

届出自動車教習所

運転免許試験

免許取得時講習

免許取得時の確認と安全教育

- 技能教習
ワイドミラーの適切な活用について実車による指導と安全教育
- 学科教習
危険を認知できない道路交通状況等について実車による指導と安全教育

運転免許の取得

運転免許の条件

- 特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）
- 準中型自動車及び普通自動車に限定

標識表示の義務

- 聴覚障害者標識の表示（法第71条の6第1項、第2項）